

公立大学法人滋賀県立大学名誉教授称号授与規程

平成 1 8 年 4 月 1 日

公立大学法人滋賀県立大学規程第 46 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人滋賀県立大学学則第 18 条第 2 項の規定に基づき、公立大学法人滋賀県立大学（以下「本学」という。）の名誉教授の称号の授与に関し必要な事項を定めるものとする。

(名誉教授の称号)

第 2 条 名誉教授の称号の授与の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから選考する。

(1) 本学の学長、副学長または教授として 1 5 年以上勤務し、教育上または学術上の功績が顕著であった者

(2) 本学の学長として、特に功労の顕著であった者

(3) 第 1 号の年数には達しないが、本学の学長、副学長または教授として教育上または学術上の功績が特に顕著であった者

(勤務年数の算入)

第 3 条 前条第 1 号に規定する勤務年数には、次の期間を教授として勤務した期間に算入する。ただし、本学に学長、副学長または教授として 5 年以上勤務した者に限る。

(1) 本学の准教授としての勤務年数はその 2 分の 1、専任講師としての勤務年数はその 3 分の 1

(2) 本学以外の大学（大学院大学および短期大学を含む。）または国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）に定める大学共同利用機関の教授としての勤務年数はその 2 分の 1、准教授としての勤務年数はその 3 分の 1、専任講師としての勤務年数はその 4 分の 1

(推薦)

第 4 条 第 2 条各号のいずれかに該当し、名誉教授の称号を授与することが適当であると認められる者があるときは、学部長は教授会の議を経て、理事長に推薦するものとする。

(選考)

第 5 条 理事長は、前条の規定により推薦された者について教育研究評議会に諮り、名誉教授の称号の授与の対象者を選考する。

2 理事長は、前条の規定にかかわらず、学部を配置先としない者について教育研究評議会に諮り、名誉教授の称号の授与の対象者を選考することができる。

(称号の授与)

第6条 名誉教授の称号の授与は、別記様式の辞令書を交付して行う。

(礼遇)

第7条 名誉教授の称号を授与された者に対しては、本学の諸式典および重要行事への招待、諸施設の利用に関する便宜の供与、刊行物の贈呈その他適当な方法をもって礼遇する。

(取消)

第8条 名誉教授の称号を授与された者がその荣誉を汚す行為があり称号を保持するに相当でないと認められたときは、教育研究評議会の議を経て、称号の授与を取消し、辞令書を返付させるものとする。

付 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 滋賀県立短期大学および滋賀県立大学看護短期大学部における専任教員としての勤務は、本学における勤務とみなす。
- 3 国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成15年法律第117号）施行前の国立学校設置法（昭和24年法律第150号）に定める大学共同利用機関は、第3条第2号の大学共同利用機関とみなしてこの規程を適用する。
- 4 既に滋賀県立短期大学および滋賀県立大学看護短期大学部において名誉教授の称号を授与された者は、この規程に基づき称号を授与されたものとみなす。
- 5 この規程の施行日以前に、名誉教授の称号が授与されている者は、この規程により選考された名誉教授とみなす。

付 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日前における助教授として勤務した期間は、准教授として勤務した期間とみなす。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。（第5条関係）